平成３０年（フ）第１７４９号
東京都世田谷区弦巻５丁目19―３　サンシャイン松本Ｎｏ．11　1128
債務者　赤岩　道修
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古西　桜子
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７２号
東京都豊島区南長崎５―７―５　南長崎ヴィレッヂ203、住民票上の住所東京都世田谷区給田３丁目34―１―106
債務者　渡邉　京志
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蟹江鬼太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９号
岩手県大船渡市猪川町字中井沢36番地21
債務者　千葉ハツ子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧上　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第２０号
岩手県気仙郡住田町上有住字小台18番地７
債務者　水野　孝洋
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川見　哲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１８５号
仙台市若林区大和町２丁目６番43号　フルーチェモリヤ103、従前の住所仙台市太白区茂庭字人来田西46番地の６
債務者　後藤　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋芳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
秋田県由利本荘市川口字八幡前62番地７
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第１５号
秋田県にかほ市金浦字古賀の田４番地55　ダイアガーデン102号室
債務者　前野　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第１７号
山形県米沢市万世町片子365番地の２
債務者　藤崎　文夫
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１０号
福井県敦賀市呉竹町２丁目３番13号　ネットワークビル３Ｆ
債務者　田渕　宏幸
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　征樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第９０８号
広島市安佐北区亀山５丁目24番29―102号
債務者　山本　智子（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５号
山形市江南１丁目10番13号
債務者　大泉　裕司
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３１号
横浜市戸塚区汲沢町1154番地　ぐみざわ東ハイツ３棟201号
債務者　高島　弘司
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７４号
神戸市中央区日暮通１丁目２番１号　Ｍ，Ｆハイツ春日野502号室、住民票上の住所大阪府阪南市桃の木台４丁目９番地の５
債務者　中本　美穂
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県明石市鷹匠町８番21号
債務者　田又フルーツこと　正井　文雄
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
兵庫県明石市鷹匠町８番21号
債務者　正井　美奈
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目９番19号
債務者　米積勇一郎
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中崎　舞子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
鹿児島県日置市吹上町永吉8890番地
債務者　坊野　隆裕
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　献
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係